

笠間市議会建設土木委員会記録

令和5年9月5日 午前9時58分開会

出席委員

委員長	益子康子君
副委員長	畑岡洋二君
委員	内桶克之君
〃	飯田正憲君
〃	石松俊雄君
〃	小藺江一三君
〃	石崎勝三君

欠席委員

なし

出席説明員

上下水道部長	友部邦男君
都市建設部長	関根主税君
水道課長	磯野浩宣君
水道課長補佐	川松信一君
水道課G長	田中英樹君
水道課G長	中田雄久君
下水道課長	古木滋君
下水道課長補佐	野沢力君
下水道課G長	瀧本新一君
下水道課G長	久保田博和君
下水道課G長	安保信男君
建設課長	田中博君
事業推進室長	高久和一君
建設課長補佐	鬼澤美好君
建設課G長	酒井一典君
建設課G長	中村哲也君
建設課G長	埴隆之君
管理課長	小松崎宏君

管 理 課 長 補 佐	鈴 木 行 男 君
管 理 課 G 長	田 中 俊 行 君
管 理 課 G 長	仲 野 一 成 君
管 理 課 G 長	郡 司 和 英 君
管 理 課 G 長	友 部 賢 一 君
都 市 計 画 課 長	鶴 田 宏 之 君
都 市 計 画 課 長 補 佐	大 嶋 信 二 君
都 市 計 画 課 G 長	藤 井 伸 広 君

出席議会事務局職員

議 会 事 務 局 次 長	堀 内 恵 美 子
係 長	神 長 利 久

議 事 日 程

令和5年9月5日（火曜日）

午前9時58分開会

1 開会

2 案件

(1) 付託案件の審査

- ・議案第65号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第4号）
- ・議案第71号 令和5年度笠間市水道事業会計補正予算（第1号）
- ・議案第72号 令和5年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第1号）
- ・議案第73号 令和5年度笠間市下水道事業会計補正予算（第1号）

(2) その他

午前9時58分開会

○益子委員長 時間少し早いのですが、始めさせていただきます。

まず、委員会を開会する前に、お知らせいたします。

常任委員会の会議録を作成し、ホームページでの公開を行うため、発言時には必ずマイクの使用をお願いいたします。

では、建設土木委員会の皆様並びに執行部の方々におかれましては、建設土木委員会に御出席を賜りまして、ありがとうございます。

ただいまの出席委員は全員であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから建設土木委員会を開会いたします。

本日の議案説明のため出席を求めた者は、資料のとおりであります。また、議会事務局

より堀内次長、神長係長が出席しております。

本日の会議の記録は、神長係長にお願いします。

○益子委員長 これより議事に入ります。

本日の案件は、今期定例会において当委員会に付託になりました議案の審査であります。それでは審査に入ります。

審査は審査日程表により、課別、議案別に行います。

それでは初めに、上下水道部水道課が所管いたします、議案第71号 令和5年度笠間市水道事業会計補正予算（第1号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

水道課長磯野浩宣君。

○磯野水道課長 それでは、議案第71号 令和5年度笠間市水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

資料につきましてはタブレットの06番、建設土木委員会、R5市、議案審査、06番のほうになります。

1ページのほうを御覧ください。

第1条総則は、補正予算を定めることについて、第2条業務の予定量は、予算第2条に定めた業務の予定量のうち、項目（4）の主な建設改良事業において中継場建設事業を7億1,990万円減額し、老朽管更新事業を3,300万円増額補正するものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。

初めに、収入の第1款水道事業収益中、第2項営業外収益を42万円増額し、1億6,325万9,000円とし、水道事業収益計を18億3,340万5,000円に補正するものでございます。

次に、支出の第1款水道事業費用中、第1項営業費用を144万7,000円増額し、16億8,486万6,000円とし、水道事業費用計を17億5,279万7,000円に補正するものでございます。

第4条、資本的収入及び支出は、予算第4条本文括弧書きを資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4億1,678万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2億2,066万5,000円、過年度分損益勘定留保資金1億9,611万5,000円で補填するものとするに改め、予定額の補正をするものでございます。

2ページを御覧ください。

収入の第1款資本的収入中、第1項企業債を7億8,300万円減額し、14億9,900万円とし、資本的収入計を15億1,352万2,000円に補正するものでございます。

次に、支出の第1款資本的支出中、第1項建設改良費を6億8,655万6,000円減額し、17億1,537万9,000円とし、資本的支出計を19億3,030万2,000円に補正するものでございます。

第5条は、予算第5条に定めた起債の限度額につきまして老朽管更新事業を3,200万円増額し、1億4,500万円に、中継場建設事業を8億1,500万円減額し、2億3,400万円に補

正するものでございます。

第6条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、(1)の職員給与費を139万1,000円増額し、8,825万円に改めるものでございます。

第7条、他会計からの補助金は、収益的収入の(2)児童手当に要する補助金を42万円増額し、51万6,000円に補正するものでございます。

3ページを御覧ください。

第8条は、予算第11条とし、継続費の総額及び年割額を定めるものでございます。予算科目につきましては、資本的支出、建設改良費でございます。事業名は、中継場建設事業とし、総額を10億8,920万円と定め、令和5年度、令和6年度の2か年の継続事業といたします。各年度の年割額は、令和5年度が2億3,721万5,000円、令和6年度が8億5,198万5,000円と定めるものでございます。

続きまして、補正予算の内容につきまして明細書により御説明申し上げます。

資料13ページのほうを御覧ください。

初めに、収益的収入及び支出の収入でございます。

収入の1款水道事業収益、2項営業外収益、2目他会計補助金42万円の増額は、1節一般会計補助金の増額で、人事異動に伴う児童手当補助金を増額するものでございます。

次に、14ページを御覧ください。

支出でございます。

1款水道事業費用、1項営業費用、5目総がかり費144万7,000円の増額は、人事異動に伴う人件費の増額でございます。

続きまして、15ページを御覧ください。

資本的収入及び支出の収入でございます。

1款資本的収入、1項、1目企業債7億8,300万円の減額は、旭町地内に建設を予定しております中継場建設につきまして、当初計画では本年5月に工事を発注し、令和6年3月に完了する予定でございましたが、物価上昇の影響により当初予算額の不足や半導体の資材不足によりその調達に時間を要することから、令和5年度内での完了が困難となったため、令和5年度、令和6年度の継続費を設定することといたしました。このことから、令和6年度に実施する事業費に対する企業債対象額を減額するものでございます。

また、岩間地区において漏水が頻発する箇所配水管布設替え工事の財源としまして、企業債対象額3,200万円を増額するものでございます。

16ページを御覧ください。

支出でございます。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目事務費34万4,000円の増額は、人事異動に伴う人件費の増額でございます。2目施設改良費6億8,690万円の減額は、27節工事請負費で、岩間地区の土師地内漏水頻発路線の老朽管布設替え工事に3,300万円の増額、また先ほど

御説明いたしました、旭町中継場建設事業につきまして、継続費の設定により令和6年度に実施する事業費7億1,990万円を減額するものでございます。

以上で説明を終わります。

○益子委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

内桶委員。

○内桶克之委員 中継ポンプ場の工事が発注が遅れて、11月頃の発注という形で債務負担行為でやるということなのですが、中継ポンプ場の工事とともに接続管も一緒にやると思うんですね。今までの接続管が既設であるところが、3ルートくらいあると思うんですね。その布設管はどうするのか、それは今後廃止にして、そのままにしていってしまうという感じだと思うんですが、その点をお願いしたいと思います。

○益子委員長 水道課長磯野浩宣君。

○磯野水道課長 既設の導水管3路線ございますが、新たな中継場に接続した後、必要のない部分に関しましては、そのまま地中に埋め戻しというか、埋めたままの状態で行くようなことになります。

○益子委員長 内桶委員。

○内桶克之委員 たしか今度、矢野下に行く大きな通りに入れていくという形で、大きな通りに2本入っていて、若狭山団地のほうにも1本入っているのですが、若狭山のほうは埋め殺しになるのかなと思うのですが、接続する部分に関係する場合は使うのでしょうか、矢野下に行く道のところは撤去しながらやるのか、それはどうなのですか。

○益子委員長 水道課長磯野浩宣君。

○磯野水道課長 広い通り1級13号線になろうかと思いますが、ここの部分の既設管につきましても撤去をせず新しい導水管を埋設し、古い既存の管はそのまま残して事業のほうは進める予定でございます。

失礼しました。訂正をお願いします。1級13号線と申しましたが、1級11号線の誤りでございます。訂正をお願いします。

○内桶克之委員 分かりました。

○益子委員長 よろしいでしょうか。

ほかにありませんでしょうか。

小藺江委員。

○小藺江一三委員 幼稚なこと聞いちゃって申し訳ないんだけど、中継場を造ると言うけれども、水の需要が多いから中継場を造るの、これ。今までも水道があってもそれで間に合っていたのを、新たに中継場を造るといのは、どういう意味なの。

○益子委員長 水道課長磯野浩宣君。

○磯野水道課長 水の需要につきましては、将来の動向を見据えて考えていかなければなりません。この中継場を造る意味合いとしましては、現在3系統の導水管が浄水場まで行っているわけでございます。中継場を途中に造ることによって効率よく定量の水を新しい浄水場に送ることができるということで、導水管の管路の延長も短くなりますし、維持管理等の費用もそれだけ少なくなるというようなメリットもございまして、今現在の導水の量よりも安定して新しい中継場に水を送るということを目的に、中継場のほうの建設を進めております。

○益子委員長 よろしいでしょうか。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 では、ほかにないようですので、以上で質疑を終結します。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第72号 令和5年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第1号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

水道課長磯野浩宣君。

○磯野水道課長 議案第72号 令和5年度笠間市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

資料のほうにつきましては、先ほどの水道事業の次の番号06番でございます。

1ページのほうを御覧ください。

第1条総則は、補正予算を定めることについて、第2条、収益的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。内訳としまして、収入の第1款工業用水道事業収益中、第2項営業外収益を12万円減額し、19万6,000円とし、工業用水道事業収益計を2,978万5,000円に補正するものでございます。

次に、支出の第1款工業用水道事業費用中、第1項営業費用を6万9,000円減額し、2,639万8,000円とし、工業用水道事業費用計を2,840万3,000円に補正するものでございます。

第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、(1)職員人件費を5万1,000円増額し、768万6,000円に改めるものでございます。

2ページを御覧ください。

第4条、他会計からの補助金は、一般会計から受ける児童手当に要する補助金を12万円減額し、ゼロ円と補正するものでございます。

次に、補正の内容につきまして、明細書により御説明申し上げます。

9ページを御覧ください。

収益的収入及び支出でございます。

初めに、上側の表、収入の1款工業用水道事業収益、2項営業外収益、2目他会計補助金、1節一般会計補助金12万円の減額は、人事異動に伴う児童手当の減額でございます。

下の表に移りまして、支出の1款工業用水道事業費用、1項営業費用、2目総がかり費6万9,000円の減額は、職員人件費の減額でございます。

以上で説明は終わります。

○益子委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

〔「ない」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時16分休憩

午前10時18分再開

○益子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、下水道課が所管いたします、議案第73号 令和5年度笠間市下水道事業会計補正予算(第1号)の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

下水道課長古木 滋君。

○古木下水道課長 議案第73号 令和5年度笠間市下水道事業会計補正予算（第1号）の主なものにつきまして御説明申し上げます。

14ページをお開き願います。

補正予算の明細書になります。

14ページ、収益的収入及び支出、この収入でございます。

1款下水道事業収益、1項営業収益、4目その他営業収益、4節雑収入115万5,000円は、枝折川地区の中継ポンプ、マンホールポンプですが、落雷によりまして故障したため、加入しております建物損害保険の保険金を計上したものでございます。

次に、2項営業外収益、4目、1節一般会計補助金は、この後御説明いたします、支出予算の補正によりまして、一般会計からの補助金を増額するものでございます。

次の15ページをお願いいたします。

続いて、収益的収入及び支出、この支出でございます。

1款下水道事業費用、1項営業費用、1目汚水管路費、20節修繕費436万7,000円は、先ほどの枝折川の中継ポンプの落雷によります故障修繕費用115万5,000円と、友部駅前地区、東平地区におきまして、マンホール蓋を交換する費用321万2,000円の増でございます。

次に、3目処理場費でございます。1節給料、2節手当等及び6節法定福利費の減は、人事異動に伴う減でございます。

次に、20節修繕費352万円は、浄化センターともべの施設修繕費154万円と、同じく浄化センターいわまのケーブル修繕費198万円の増でございます。

次に、4目ポンプ場費でございます。20節修繕費468万6,000円の増は、大沢ポンプ場のポンプ修繕費413万6,000円などの増でございます。

次に、6目総がかり費でございます。

次の16ページをお願いします。

1節給料と、2節手当等及び6節法定福利費の減は、人事異動に伴う減でございます。

20節修繕費207万6,000円は、浄化センターともべの管理棟内の事務室の修繕費用でございます。これは、料金徴収などの外部委託業務、お客様センターにつきまして、現在、二階と一階に分かれている窓口を一階に窓口一本化して、利便性を図るための費用でございます。

次の17ページをお願いします。

資本的収入及び支出の収入でございます。

1款下水道事業資本的収入、1項企業債、1目、1節下水道事業債2,880万円の減は、この後御説明する支出予算の補正によりまして、減額するものです。

次の18ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の支出でございます。

1 款下水道事業資本的支出、1 項建設改良費、1 目汚水管路建設費、26 節工事請負費 446 万 6,000 円は、岩間地区にございます第一東宝ランド内のマンホールポンプなど、ほか 3 か所の中継ポンプの更新工事でございます。

次に、3 目処理場建設費でございます。

1 節給料、2 節手当等、6 節法定福利費の増は、人事異動に伴う増でございます。30 節負担金 3,541 万円の減は、那珂久慈汚泥処理事業建設費用負担金において、汚泥焼却炉の建設事業におきます減額でございます。

以上で議案 73 号の説明を終わります。

○益子委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 ないようですので、以上で質疑を終結します。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前 10 時 24 分休憩

午前 10 時 24 分再開

○益子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、都市建設部建設課が所管いたします、議案第 65 号 令和 5 年度笠間市一般会計補正予算（第 4 号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

建設課長 田中 博君。

○田中建設課長 議案第 65 号 令和 5 年度笠間市一般会計補正予算（第 4 号）の建設課所管分について御説明申し上げます。

歳入歳出の主な事業や工事内容につきましては、事項別明細書にて御説明申し上げます。

初めに、歳入について御説明申し上げます。

16ページをお開き願います。

上段3行目になります。15款国庫支出金、2項国庫補助金、4目土木費国庫補助金、3節住宅費補助金1,343万7,000円の増額でございます。内容につきましては、社会資本整備総合交付金（地域住宅支援狭あい道路整備等促進事業）に係る住宅局の国追加補正によるものでございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

43ページをお開き願います。

上段2行目になります。7款土木費、2項道路橋りょう費、3目道路新設改良費、14節工事請負費9,060万円の増額でございます。内容につきましては、現在施工中でございます来栖本戸線の供用開始（令和6年3月予定）に当たり、県道稲田友部線稲田地区から北関東自動車道笠間西インターチェンジまでの市道4,400メートルのうち、今年度900メートルの路面補修及び道路標識設置工事でございます。また、笠間パーキングエリアスマートインターチェンジ整備の関連工事費として、北関東自動車道笠間パーキングエリア北側の迂回路整備工事費及びスマートインターチェンジ本体に必要な盛土材の仮置場、ストックヤードの維持に係る工事費の増額でございます。

次に、同ページ上段3行目になります。

4目幹線道路整備費、12節委託料130万円の増額でございます。内容につきましては、来栖本戸線供用開始に伴う開通式式典費用でございます。

続きまして、同ページ上段4行目になります。

5目狭あい道路整備等促進費、12節委託料266万2,000円の減額でございます。内容につきましては、石井地区の測量設計等委託料の業務確定に伴い、同事業の片庭地区の工事請負費に組替えをするものでございます。

同じく、14節工事請負費3,302万円の増額でございます。内容につきましては、国追加補正及び同事業の石井地区、片庭地区の委託料、片庭地区の補償補填及び補償金、賠償金からの組替えによるものでございます。

同じく、21節補償補填及び賠償金275万円の減額でございます。内容につきましては、片庭地区の物件移転等補償費の確定により、同路線の工事請負費に組替えをするものでございます。

以上が建設課所管分の説明でございます。よろしくお願いたします。

○益子委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時29分休憩

午前10時30分再開

○益子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、管理課が所管いたします、議案第65号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第4号）の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

管理課長小松崎 宏君。

○小松崎管理課長 管理課です。よろしくお願いいたします。

議案第65号 令和5年度笠間市一般会計補正予算（第4号）の管理課所管の主なものについて御説明申し上げます。

予算書の11ページを御覧願います。

第3表地方債補正の2変更、上から3段目、市道整備事業債（踏切安全対策）につきましては、当初の限度額3,710万円を事業費の増に伴いまして、限度額7,000万円に変更するものでございます。こちらの金額につきましては、先日の全員協議会での説明では8,380万円で説明させていただきましたが、その後、県と協議した結果、7,000万円となったものでございます。

最後に、詳細について説明をさせていただきます。

続きまして、予算書42ページを御覧いただきたいと思えます。

7款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう総務費、12節委託料の増につきましては、押辺地内道路の用地買収に伴う用地測量費でございます。

18節負担金補助及び交付金の増につきましては、下郷地内の私道舗装等工事費助成金でございます。

続きまして、2目道路維持費、12節委託料の主なものにつきましては、笠間地区の道路等包括管理委託料の後期分でございます。

14節工事請負費につきましては、各地区の導水路維持補修工事費でございます、友部

地区におきましては、東平及び鴻巣地内の排水整備工事費などでございます。笠間地区におきましては、来栖地内の道路法面修繕、そして上加賀田及び本戸地内の排水整備工事などでございます。岩間地区におきましては、押辺地内の排水整備及び下郷地内の舗装修繕工事費などでございます。

それから、踏切等安全対策工事費につきましては、先日の全員協議会におきまして説明させていただきました第三小原踏切の南側及び北側市道の拡幅工事分でございます。

続きまして、予算書44ページを御覧いただきたいと思います。

4項都市計画費、3目公園費、10節需用費の増の主なものにつきましては、笠間芸術の森公園イベント広場におけます排水整備の修繕費などでございます。

続きまして、45ページをお願いいたします。

5項住宅費、1目住宅管理費、14節工事請負費につきましては、市営石井不動前住宅1棟分の解体撤去工事費でございます。

続きまして、先ほど触れさせていただきました地方債の額の変更について説明させていただきます。

タブレットの資料が変わります。ナンバー8の補正予算訂正資料（管理課所管分）をお開き願いたいと思います。こちらの資料につきましては、先日の全員協議会において説明させていただいたものでございますが、上段の表が訂正分、下の段が訂正前の分のものがございます。

事業費の財源内訳中、地方債、こちらは緊急自然災害防止対策事業債になります。こちらを8,380万円と説明しておりましたが、その後、県と協議した結果、7,000万円に変更となっております。それに伴いまして、財源内訳についても訂正をさせていただくものでございます。

管理課の説明については以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○益子委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手によりお願いいたします。

内桶委員。

○内桶克之委員 45ページの住宅関連費で、先ほど石井住宅の1棟分を撤去するというところで、これは何世帯の住宅なのか、教えていただけますか。

○益子委員長 管理課長小松崎 宏君。

○小松崎管理課長 内桶委員の御質問にお答えします。

世帯数ですが、1棟4世帯でございます。

○益子委員長 内桶委員。

○内桶克之委員 この住宅を含めて使っていない住宅があるので、今後その使っていない住宅を撤去していく計画なのですか。

○益子委員長 管理課長小松崎 宏君。

○小松崎管理課長 年数がたっていて、劣化が進んでいるような住宅につきましては現在入居を停止しておりまして、今回の石井不動前住宅のように1棟分全部が入居が退去した場合、取壊しをしていくようなことで進める予定であります。

○益子委員長 内桶委員。

○内桶克之委員 それは随時、判断していくということによろしいのですか。

○益子委員長 管理課長小松崎 宏君。

○小松崎管理課長 おっしゃるとおりでございます。

○益子委員長 ほかにありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 ないようですので、以上で質疑を終結します。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

入替えのため暫時休憩いたします。

午前10時36分休憩

午前10時37分再開

○益子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、都市計画課が所管いたします、議案第65号 令和5年度笠間市一般会計補正予算(第4号)の審査を行います。

提案者の説明を求めます。

都市計画課長鶴田宏之君。

○鶴田都市計画課長 都市計画課の鶴田です。よろしく申し上げます。

議案第65号 令和5年度笠間市一般会計補正予算(第4号)都市計画課所管の主なものにつきまして御説明させていただきます。

歳出でございます。

43ページをお開きください。

下段になります。7款土木費、4項都市計画費、1目都市計画総務費1,147万3,000円減

のうち、主なものとしまして、次の44ページをお開きください。

12節委託料、埋蔵文化財調査委託料3,080万円の増及び14節工事請負費3,080万円の減でございます。内容としましては、安居工業地域整備推進事業に係る埋蔵文化財の試掘調査の結果、遺構が確認されたため、調査に必要な委託料を増額するものでございます。また、工事着手が発掘調査完了後となることから、国庫補助金を委託料に充当替えするため、増額分の工事請負費を減額するものでございます。

続きまして、下段、3目公園費でございます。4,459万7,000円の増のうち、当課所管分は、14節工事請負費、多目的広場等工事費3,931万円の増でございます。笠間中央公園におけるインクルーシブ遊具等の設置に係る費用でございます。

最後に、繰越明許費でございます。

補正予算書は、戻りまして7ページをお開きください。

7款土木費、4項都市計画費、多目的広場整備事業3,931万円は、先ほど説明しました、笠間中央公園遊具等の設置期間が約10か月かかるため、繰越しをするものでございます。

以上で説明のほうを終わります。よろしく申し上げます。

○益子委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

飯田委員。

○飯田正憲委員 44ページの文化財調査委託料、安居のどの辺なの、これ。

○益子委員長 都市計画課長鶴田宏之君。

○鶴田都市計画課長 安居の工業団地内です。茨城県の農業総合センターのちょうど反対側辺りが五万堀古道ということになっていまして、そこがちょうど今回調査する予定なのですけれども。

○益子委員長 飯田委員。

○飯田正憲委員 道路側にかかる関係で。

○益子委員長 都市計画課長鶴田宏之君。

○鶴田都市計画課長 そうです。ちょうどここは、安居工業地域整備に伴う幹線道路を造る予定でして、それに伴っての発掘調査になります。

○飯田正憲委員 了解。

○益子委員長 よろしいでしょうか。

ほかに。

内桶委員。

○内桶克之委員 多目的広場の工事、中央公園なのですが、インクルーシブのほうを設置ということで、今、どこに設置するのか、教えてもらいたいのです。

○益子委員長 都市計画課長鶴田宏之君。

○鶴田都市計画課長 今現在も遊具、芝生に設置されていると思うのですが、その東側と

いのですか、東側にも芝生がずっと広がっているかと思うのですが、そこに設置する予定ではいるのですけれども。

○益子委員長 内桶委員。

○内桶克之委員 すみません。芝生広場のほうではなく、正面を入れて右側に、遊具が奥にありますよね。その続きに整備するということによろしいのですか。

○益子委員長 都市計画課長鶴田宏之君。

○鶴田都市計画課長 そうです。その続き、隣に整備するということで考えております。

○益子委員長 内桶委員。

○内桶克之委員 前に休憩施設とかいうのでテントを張ったような施設を造ったと思うのですが、その奥側に遊具をそろえて、一応子どもたちが遊べるようにという感じのイメージですか。

○益子委員長 都市計画課長鶴田宏之君。

○鶴田都市計画課長 そうです。今のインクルーシブ遊具も、どちらかという幼児用のもの、6歳ぐらいまでの方が遊べる遊具があるのですが、今回考えているのはもう少し大きな子どもも遊べるような遊具をその脇に設置するというようなことで今、考えてはおります。

○内桶克之委員 分かりました。

○益子委員長 ほかに質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 ないようですので、以上で質疑を終結します。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 討論を終結します。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

執行部退室のため、暫時休憩いたします。

午前10時44分休憩

午前10時44分再開

○益子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で今期定例会において建設土木委員会に付託になりました議案の審査は全て終了い

たしました。

御審議いただきました審議の結果については、定例会最終日に報告いたします。

なお、報告書の作成については委員長及び副委員長に一任させていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 御異議がありませんので、私と副委員長に一任させていただくことに決定いたしました。

○益子委員長 その他のことで。

○石松俊雄委員 今回、私は水道事業の一般質問を通告して、一般質問をする予定なのですが、本来であれば所管なのです。自分の所管の委員会で議論しないまま一般質問するというイレギュラーな形になっているのですが、実は私も8月23日に分かったのですが、県の水道事業の広域連携推進計画というのができておりまして、この計画の検討調整会議に各市町村は参加するようという通知が県から来ているのです。この推進計画というのは、水道事業を県全部一つに一元化するという、そういう計画なのです。将来的に、これはかなり先の話なのですが、当面10年間、この10年のうちに笠間が入っているのは県中央広域ブロックというところに入っているのですが、そこを全部一元化してしまおうという検討調整会議があって、それに参加するかしらないかという通知が来ているのです。

で、本来であれば、そういうことが今、県であって、県からそういう通知がうちに来ているのですということ、あるいはさらには県の推進計画の内容について、本来であれば委員会で説明を受けるべきものだと思うのです。それ、何も執行部から全協でも議論ないから、そこはやっぱり委員会としてちゃんと説明をしろと、市としてどういうふうに対応するのかというのは、本来私が一般質問するんじゃないかと、この委員会でやるべきことだと思うのです。

一般質問は一般質問でそのことだけじゃなくて、水道事業の経営戦略について質問するので、そのことだけではないのですけれども、できれば今期定例会中じゃなくても結構なので、委員会として執行部に対してその件に関する県の広域連携推進計画に関する説明を委員長のほうから執行部に求めていただきたいということなのです。

○益子委員長 これは暫時休憩でいいのですよね。

○内桶克之委員 その他でしょう。その他でやっているのでしょうか。

○益子委員長 その他ということで、暫時休憩じゃなくて。

では、そのことについて、皆様、意見いかがでしょうか。

では、暫時休憩ではなく続けていきます。

内桶委員。

○内桶克之委員 下水道の生活排水ベストプランで下水道の広域化についても県の指導があつて、計画の説明が私たちにもあつたわけです。ですから、水道についてもそういうことの説明があるべきだと私は思うので、委員会として説明してもらふというのは当然だと思ひます。

以上です。

○益子委員長 ほかにありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 では、皆様意見としては一致ということで、石松委員の意見を取り入れまして、そういった意見を私と副委員長と事務局でまとめて、そういった意見を出したいと思ひます。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 そういうことに決しました。

では、ほかに意見はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○益子委員長 では以上をもちまして、建設土木委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午前10時50分閉会